

文京区総合教育会議運営基準（案）

（趣旨）

第1条 この基準は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、文京区総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（構成員）

第2条 会議は、区長および教育委員会（以下「構成員」という。）により構成する。

（会議）

第3条 会議は、区長が招集し、その座長となる。

2 区長は、法第1条の4第4項の規定に基づき、教育委員会から、書面により会議で協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求められたときは、会議を招集し、または、会議を招集しない理由を明示して書面により回答しなければならない。

3 区長は、会議の開催日時、場所、会議に付すべき事項を教育委員会へ通知して、会議を招集する。ただし、緊急を要する場合については、この限りではない。

（会議の公開）

第4条 会議は、公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、構成員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

- (1) 個人の秘密を保つ必要があると認めるとき。
- (2) 会議の公正が害されるおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上必要があると認めるとき。

2 前項ただし書の構成員の発議は、討論を行わないで、その可否を決めなければならない。

（意見聴取）

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

（職員の出席）

第6条 区長は、必要に応じて関係職員を出席させることができる。

（緊急の場合における会議の開催）

第7条 区長は、緊急を要する場合は教育長の出席のみをもって会議を開催することができる。この場合において、教育長は、事後、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

（会議の傍聴）

第8条 会議を傍聴しようとする者は、区長に自己の住所・氏名を申し出て、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴人は、係員に傍聴券を提示し、その指定する席に着かなければならない。

3 傍聴人は、傍聴を終え、退出するときは、傍聴券を係員に返さなければならない。

4 傍聴人は十名をもつて定員とする。

- 5 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に着くことができない。
 - (1) 危険物その他の他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物を所持している者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 異様の服装をしている者
 - (4) その他、区長が傍聴を不適當であると認めた者
- 6 傍聴人は如何なる事由があつても議場に入ることを許さない。
- 7 傍聴席に着いた者は、次に掲げる事項をしてはならない。
 - (1) 容儀を乱し、又は談話すること。
 - (2) 飲食又は喫煙をすること。
 - (3) 会議の発言に対して批評を加え、又は賛否を表明すること。
 - (4) 区長の許可なくして、撮影、録音等を行うこと。
 - (5) その他、会議の秩序を乱し、又は議事の進行を妨げること。
- 8 傍聴人がこの基準に違背したときは、区長は、これに退場を命ずることができる。
- 9 区長が会議の非公開若しくは傍聴禁止を宣告し、又は退場を命じたときは、傍聴人は速かに退場しなければならない。

(議事録)

- 第9条 区長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、会議を非公開で実施した部分その他公表に適さない部分については、この限りではない。
- 2 議事録には次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 開会・閉会に関する事項
 - (2) 出席者（傍聴人を除く。）の氏名
 - (3) 協議題及び議事の概要
 - (4) その他区長が必要と認めた事項

(事務局)

第10条 会議の事務局は、企画政策部企画課に置く。

(運営の細目)

第11条 この基準に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、区長が会議に諮って別に定める。

付 則

この基準は、平成27年7月9日から施行する。